

平成18年(ラ)第1034号

抗告人 ラムリ ナイム 外18名

相手方 国、国際協力銀行

# 抗告理由書に対する意見書

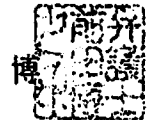
平成18年10月5日

東京高等裁判所民事第8部 御中

相手方国際協力銀行

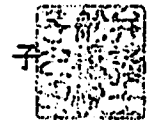
訴訟代理人弁護士

前 田



同

船 橋 悦



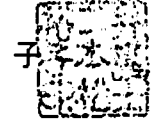
同

矢 嶋 雅



同

二 本 松 裕



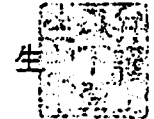
上記前田復代理人弁護士

原 田 伸



同

森 下 真



## 第1 抗告の趣旨に対する答弁

- 1 抗告人らの相手方国際協力銀行に対する抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用のうち、抗告人らと相手方国際協力銀行との間に生じたものは、抗告人らの負担とする。

## 第2 はじめに

抗告人らは、2006年6月16日付即時抗告申立書第2の2(2)「丁B第9号証2枚目3ないし8行目にかけての墨塗り部分」、(5)「平成9年3月12日以降において、コタパンジャン・ダムの湛水に関する事項が記載された国際協力銀行本部と同ジャカルタ事務所との間の文書(ただし、提出済みの文書は除く。）」、(6)「平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された国際協力銀行本部とインドネシア共和国政府機関との間の文書(ただし、国際協力銀行がインドネシア側にあてて発した平成9年4月17日付レターを除く。）」の各文書について、2006年6月30日付抗告理由書(1)(以下「抗告理由書(1)」という。)及び2006年8月4日付抗告理由書(2)(以下「抗告理由書(2)」という。)記載の理由をもって、東京地方裁判所平成18年6月9日決定(以下「原決定」という。)の取消を求めている。

しかしながら、抗告人らが抗告理由書(1)及び抗告理由書(2)において主張する内容は、原審における主張の繰り返しに過ぎず、原審における抗告人らの主張に対する相手方国際協力銀行(以下「JBIC」という。)の反論は、原審において述べたとおりであるから、これを援用することとする。

原決定は相当であり、抗告人らのJBICに対する抗告は、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以下、念のため、抗告理由書(1)及び抗告理由書(2)に対し、必要な限りでこれまでの反論を整理することとする。

### 第3 抗告人らの意見に対する反論

#### 1 丁B第9号証2枚目3ないし8行目にかけての墨塗り部分（以下「文書2」という。）について

##### (1) 抗告人らの主張

抗告人らは、原決定が「文書2を含む丁B第9号証は、OECDとBAPPENASとの間での本件ダム湛水開始に関する確認事項を記載した書面であると認められ」、文書2には「政府開発援助（ODA）の一種である円借款供与を実施するに当たり、日本国政府とインドネシア政府との間で交換公文が締結された後、当該交換公文の内容を踏まえて、平成2年12月14日及び平成3年9月25日に、JBICとインドネシア政府との間で締結された本件借款契約に関して記載されたものであるとされていることから、これが公務員の職務上の秘密に関する文書（民訴法220条4号ロ、同法223条3項）であることは明らかである」と認定した上で、文書2に対する監督官庁の意見も「相当の理由があると認めるに足りない」とはいえないと認定したことに対し、抗告理由書(2)において、①本件借款契約の提出が、日本国・JBICとインドネシア政府の信頼関係が損なわれるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとした原決定の判示が誤りであること（抗告理由書(2)4頁）、②文書の大部分が実質秘に相当しないのであれば、残りのごくわずかな部分も実質秘に相当する理由はないという経験則から、文書2の内容を推認できないことを理由に実質秘にすべきではないということとはできないとした原決定が失当であること（抗告理由書(2)5頁ないし6頁）、③文書2の量がわずか5行程度であり、本件借款契約のごく一部に関わることしか記載されていないため、本件借款契約提出の可否とは別途判断されるべきであること（抗告理由書(2)7頁ないし8頁）、④文書2には、本件借款契約において付され

た本件履行確保特約のうち、ダム湛水開始に関する条項に言及したものと認められ、その内容は公知であること（抗告理由書（2）8頁ないし9頁）、⑤フィリピン円借款や上記③を理由に、外務大臣の意見には具体性がなく、民訴法223条3項の趣旨を満たしていないこと（抗告理由書（2）8頁ないし11頁）を理由として文書2の提出を求めている。

## (2) 反論

前述第3の1(1)①に対する反論は、既にJBICの平成16年7月30日付文書提出命令申立に対する意見書、JBICの平成17年1月27日付文書提出命令申立に対する意見書、JBICの平成17年3月10日付文書提出命令申立に対する意見書、JBICの平成18年3月31日付文書提出命令申立に対する意見書及びJBICの平成18年10月5日付（本件借款契約に対する）抗告理由書に対する意見書で述べたとおりであり、本件借款契約の提出が、日本国・JBICとインドネシア政府の信頼関係が損なわれるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとした原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の1(1)②については、抗告人らの主張するような経験則は、その存在につき何らの根拠もなく失当である。文書2は、原決定において認定されているとおり、「前後の文脈から文書2に記載されている具体的な内容を推測することはできず、既に情報公開手続で明らかにされた他の電信文書と同様の内容であると推認することはできない」のであるから、実質秘すなわち非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものに該当する。

前述第3の1(1)③については、原決定が、本件借款契約の提出の可否と文書2の提出の可否を区別して認定しているため、抗告人らの主張は失当である。すなわち、原決定は、文書2には本件借款契約に関連する事項が記載されている（外務大臣の平成18年1月31日付文書提出命令申立

てに対する意見聴取書（回答）2頁ないし3頁）から、これが公務員の職務上の秘密に該当する文書に該当し、文書2の提出によりインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあり、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることを理由として文書2が民訴法220条4号ロ所定の文書に該当する旨の監督官庁の意見が相当であると認めるに足りないということはいくつかできないと認定しているのであるから、その判示に何ら誤りはない。

前述第3の1(4)④に関し、本件履行確保特約の存否及びその内容が公知でないことについては、既にJBICの平成16年11月26日付第7準備書面5頁ないし6頁において詳細に主張したとおりである。

前述第3の1(4)⑤に対する反論は、既にJBICの平成17年3月10日付文書提出命令申立に対する意見書で主張したとおり、フィリピンの借款契約は当事者によって調印された借款契約の写しではないため、当該借款契約の出版と本件借款契約の開示を同等のものとして比較し、抗告人らが主張する当該書面の存在を理由として本件借款契約を開示しても信頼関係は損なわれまいとする抗告人らの主張は失当であるから、当該例をもって文書2を開示する理由とはなりえない。また、JBICの平成18年3月31日付文書提出命令申立に対する意見書で主張したとおり、外務大臣の意見書に「相当の理由」（民事訴訟法223条4項）があることは、文書2にも本件借款契約に関連する事項が記載されている（外務大臣の平成18年1月31日付文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）2頁ないし3頁）ものであるとされているから、同意見書15頁から18頁において行った主張がそのままあてはまり（同意見書19頁）、監督官庁の意見が抽象的であるという主張はあたらないとした原決定に何ら誤りはない。

なお、インカメラ手続が不要であることについては、既に平成18年3月31日付文書提出命令申立に対する意見書20頁において主張したとお

りである。

- 2 平成9年3月12日以降において、コタパンジャン・ダム of 湛水に関する事項が記載された国際協力銀行本部と同ジャカルタ事務所との間の文書（ただし、提出済みの文書は除く。）（以下「文書5」という。）及び平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された国際協力銀行本部とインドネシア共和国政府機関との間の文書（ただし、国際協力銀行がインドネシア側にあてて発した平成9年4月17日付レターを除く。）（以下「文書6」という。）について

原告人らは、原審における主張を整理したうえで、文書5及び文書6の提出を求めているが、念のため、JBICにおいても、文書5及び文書6に関する原審における原告人ら及びJBIC双方の主張を確認することとする。

原告人らは、原審において、文書5及び文書6の文書の趣旨として、「1997年3月12日に一旦開始された本件ダムの湛水が、日本政府及びJBICの抗議によって中止させられた後の経緯が判明し、日本政府及びJBICが本件ダムの湛水を再開する経緯を把握しこれを承諾（事実上の承諾も含む）していたことが判明する」と主張し（原告人らの2005年3月10日付文書提出命令申立書2頁）、さらにこれでは文書の特定が十分でないとして、文書特定のための手続の申出を行った（同申立書3頁ないし4頁）。これに対し、JBICは、「原告人らは要するにJBICが本件ダムの湛水再開について承認したことを示す文書あるいは事実上承認したことを推測させる文書の提出命令を申し立てていると解され、その文書は十分特定されていると考えられることから、文書5及び文書6に関して文書特定手続を利用する必要はないと思料する。」「JBICは本件ダムの湛水開始ないし再開について一貫として抗議していたことは明らかであり、かかる事実からすれば、JBICが本件ダムの湛水の再開について承認ないし事実上承認したことを推測させるような文書が存在しないことは明白である。」（JBICの平成17年4月28日付「文書提

出命令申立に対する意見書」9頁ないし10頁)と主張したものである。その後、平成17年4月28日の進行協議期日における抗告人らとのやりとりに対するJBICの意見は、JBICの平成17年7月7日付文書提出命令申立に対する意見書2頁に記載のとおりである。

このような当事者双方の主張を踏まえ、原決定の判示のとおり認定されたのであり、その後、特にJBICが「本件ダムの湛水再開について承認したことを示す文書あるいは事実上承認したことを推測させる文書」を保有していることの証明はなされておらず、また、この点に関する事情の変更も存しないのであるから、原決定は維持されるべきである。

#### 第4 まとめ

以上のとおり、抗告人らが抗告理由書において主張する内容は、原審における主張の繰り返しに過ぎない。したがって、原決定は維持されるべきであり、抗告人らのJBICに対する抗告は、いずれも速やかに棄却されるべきである

以 上